

〒452-8569

清須市須ケ口1238

清須市選挙管理委員会事務局 御中

清須市長 殿

平成26年8月26日

名古屋地方裁判所長 加藤 幸雄

裁判員候補者の割当員数等について（照会）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、清須市に108人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

ところで、裁判員候補者予定者名簿の送付期限は、法令上は10月15日と定められていますが（同法第22条）、予定者名簿ファイルが送付された後、裁判所側では名簿管理システムへの登録、エラー等があった場合の補正依頼及び再登録、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する名簿記載通知等の事務を短期間に行う必要があります。

ついては、10月15日という裁判員候補者予定者名簿の送付期限にかかわらず、可能な限り前倒しで作業を行っていただき、本年度につきましても、9月30日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付していただきますようお願いいたします（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。